

博物館のあり方に関する 基本的な考え方

新博物館のあり方検討中間とりまとめ

平成19年10月
三重県文化審議会

目 次

	ページ
はじめに	1
1 いまなぜ三重の博物館か	2
2 博物館の理念と目的	3
(1) 人の視点から	
(2) 地域の視点から	
(3) 市町や民間の博物館との役割分担の視点から	
3 基本的な性格	5
(1) 三重県の自然と歴史・文化を総合的に捉える「総合博物館」	
(2) 「みえの博物館」ネットワークの中核としての博物館	
(3) 各機能が有機的に連動した博物館	
(4) 博物館資料を幅広く活用する博物館	
(5) 誰もが自由に利用・参画し、楽しみながら学べる博物館	
4 博物館に求められる機能	7
(1) 博物館の基本的な機能（タテ系の機能）	
収集・収蔵機能 調査・研究機能 展示・情報発信機能	
閲覧・レファレンス機能	
(2) 地域・人との交流機能（ヨコ系の機能）	
学習支援機能 県民参画機能 アウトリーチ機能	
人材育成支援機能	
5 理念を実現するために、まずやらなければならないこと	11
(1) 新県立博物館の検討体制の整備	
(2) 学芸員等の充実	
(3) 県民参画の促進	
6 今後検討すべき事項	11
学芸員等必要なスタッフ体制構築の方策（学校や大学との連携等）	
設置場所の考え方	
建物構成や規模の考え方	
財源、資金等の考え方	
組織および運営形態の考え方	
他の拠点との連携（図書館・美術館・市町の施設など）	
おわりに	12

はじめに

《これまでの経緯》

三重県立博物館は、昭和 28 年(1953)に、東海地方で初めての総合博物館(自然・歴史)として開館しました。戦後における博物館活動の規範となった昭和 26 年(1951)の「博物館法」の制定から程なく、県立博物館としては、全国的にも初期の建設事例であったため、先進的な取り組みとして各界の注目を集めました。

開館以来 50 年以上にわたる博物館活動によって、現在、約 28 万点の資料が収集・収蔵されるに至っていますが、建物の老朽化や博物館活動のためのスペース不足などにより、昭和 60 年代頃から博物館の整備が検討されてきました。

その結果、平成 5 年(1993)に「センター博物館」の基本構想がまとめられ、建設の準備が進められましたが、平成 10 年(1998)3 月にハコモノ整備凍結の方針が決定され、計画は白紙になりました。以後、2 回にわたり博物館整備の検討が行われたものの、いずれも財政的な事情等により実現を見ずに今日に至っています。

そして、平成 17 年(2005)3 月に、建物建設の当面の見送りと暫定整備(現博物館の改修と移動展示の先行実施)の方針が決定されましたが、耐震補強を含む改修に多額の経費が必要となることが判明し、整備内容の再検討中に、野呂知事の選挙公約(新博物館の構想を検討)が公表されました。

これを受けて、平成 19 年(2007)7 月、三重県文化審議会に、新博物館のあり方を含めた「三重県の文化振興方針」の策定のための諮問がなされ、文化芸術や歴史的遺産などの従来の文化振興分野に、生涯学習分野などの近接領域を加えた、総合的な文化振興策を審議することとなりました。その中で、これまで主に生涯学習分野の拠点として捉えられてきた、博物館・美術館・図書館・公民館などの施設について、より幅広く、「文化と知的探究の拠点」となる文化振興の拠点としての観点から検討を行いました。

中でも、老朽化等により、県立の文化振興施設としての機能を十分に果たせなくなっている県立博物館について、従来の整備検討の結果を踏まえつつ、ゼロベースから、そのあり方の検討を行うこととなったものです。

1 いまなぜ三重の博物館か

《三重県のアイデンティティ(個性)の確立に向けて》

三重県の特長は、自然と歴史・文化に恵まれた多様な地域性にあります。その一方で、各地域は、互いに密接な関係を結びながら、歴史・文化を形成し、それらが基盤となって、現在の三重県が誕生し、三重独自の文化を進展させてきました。

しかし、昨今における社会・経済・文化のグローバル化(地球規模化)の急速な進展によって、地域の個性や独自性の希薄化に伴う地域文化の衰退や、競争原理の激化に伴う地域間格差の拡大などが、大きな地域課題となっています。

このような課題は、三重県内においても、各地域の課題であり、またその集合体である三重県の課題でもあります。その解決のためには、県民の誰もが、三重県の魅力を再発見し、三重県を誇りに思い、三重県に愛着がもてるようになること、三重県の未来を担う子どもたちが夢を持てるようになること、そして、県外からも三重県の魅力が評価されるような三重県独自のアイデンティティ(個性)の確立が必要です。

三重県のアイデンティティ(個性)の確立のためには、多様な地域性を尊重しつつ、全県的・総合的な視野から三重県の過去・現在・未来を見据え、三重県の自然と歴史・文化に関する資料や情報などの資産を保存し、次代に継承するとともに、県民の自己実現や地域課題の解決などのために幅広く活用できる中核拠点として、県立博物館の活動は必要不可欠な存在です。

《三重県の豊かな自然および歴史・文化資産の危機への対応》

三重県には、多様で豊富な自然と歴史・文化の資産がありますが、社会情勢の変化に伴って、近年それらの多くが危機に瀕しており、その保全と継承が県域全体の課題となっています。絶滅危惧種に代表される生物や自然環境の危機、地域や寺社、個人などに伝えられてきた文化財の散逸・滅失や県外流出、市町村合併などに伴う歴史的価値のある公文書類の散逸、まつりや伝統的行事などの地域文化の衰退など、過去から現在へと受け継がれてきたものが急速に失われつつあります。

これら三重県の過去・現在・未来をつなぐ資産は、一度失われれば二度と取り戻すことはできません。それらを保護・保存・継承し、100年、200年先に引き継いでいくことは、三重県に生きるわれわれの未来に対する責務です。

そのためには、県下のさまざまな資産の保護・保存・継承のための中核的な施設として、県立博物館が役割を発揮する必要があります。

《現県立博物館の施設的な問題》

現在の県立博物館は、建物の老朽化、収蔵・展示環境の不備やスペースの不足、耐震強度不足の問題などを抱えており、施設的にも、県立の博物館としての役割や機能を十分に果たすことができない状態にあります。

特に収蔵環境の不備は深刻であり、現在の状態が続けば、三重県の自然と歴史・文化を物語る貴重な収蔵資料を損なうことにもなりかねません。

そのため、少なくとも適切な収蔵機能を持つ県立博物館の整備が緊急の課題です。

2 博物館の理念と目的

《生涯学習の観点を含む新たな文化振興の拠点へ》

博物館法の定義によると、博物館とは、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集・保管・展示し、教育的配慮の下に一般の県民に公開し、その教養等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関のうち、地方公共団体、民法第34条の法人等が設置するもので、都道府県教育委員会による登録を受けたもの」とされ、社会教育法により、「社会教育のための機関」と位置付けられています。

三重県立博物館も、博物館法に基づく社会教育施設として運営され、これまでの整備計画においては、学校教育を含めた生涯学習の観点を重視した検討がなされてきました。

一方、今回の博物館のあり方の検討にあたっては、生涯学習の観点を引き続き重視するとともに、図書館や生涯学習センターなどの他の文化振興拠点との連携を強化し、幅広く地域の文化振興を支える拠点として、また、個性ある地域振興の拠点として、県立博物館を位置付けることにより、新たな県立博物館のあり方を提示することとしました。

(1) 人の視点から

県民一人ひとりの自主的な活動と自己実現のための多様な支援を行う生涯学習拠点の一つとして、県民相互の交流を通して、みえけん愛や地域愛を育む場とならなければなりません。また、学校教育との連携を含めて、次代を担う子どもたちに、博物館のモノ資料を通じて三重の自然や歴史・文化に興味・関心をもつきっかけを提供し、子どもの育成にも寄与するべきです。

さらに、文化振興拠点としての観点から、県民参画型の博物館活動を積極的に推進し、文化振興に携わる人材を育成するための中核施設的な役割を果たす必要があります。

(2) 地域の視点から

博物館と他の文化振興拠点との違いは、地域との関わりが強いことにあり、地域の文化を次の世代に継承するための拠点としての役割を担う存在です。

地域の履歴を記憶する装置として、地域の自然と歴史・文化に関するモノ資料を保存・継承するとともに、幅広く活用することで、過去、現在の自然、暮らしや文化を知り、自分や地域の今を振り返り、未来に向けて考察する拠点とならなければなりません。

また、地域づくりや地域課題の解決、地域文化の創造などを促し、地域の経済や観光の活性化などの地域振興にも幅広く貢献する必要があります。

このように博物館が地域の文化振興拠点としての機能を果たすことにより、地域のアイデンティティ(個性)が明確になり、一人ひとりのもつ力が地域に還元され、地域の潜在的な力(ポテンシャル、可能性)や魅力を高めることができます。

(3) 市町や民間の博物館との役割分担の視点から

県立博物館は、地域の多様性を背景にしたさまざまな性格をもつ県内の博物館施設を有機的に結びつけるネットワークの中核的施設として、博物館活動を行うことにより、県内の博物館がそれぞれの独自性とその魅力を発揮させ、それらが集まった総体が「みえの博物館」として機能するための先導的な役割を担うべきです。

そのためには、資料の収集方針をはじめ、県立博物館でなければできないことを明確化し、三重の文化振興をともに担うパートナーとして市町や民間の博物館施設などとの有機的な役割分担を行う必要があります。

3 基本的な性格

(1) 三重県の自然と歴史・文化を総合的に捉える「総合博物館」

県立博物館は、開館以来、自然分野と歴史・文化分野を合わせた総合博物館として運営されてきましたが、自然と歴史・文化は別々に存在するものではなく、人々の生活の中で一体になっているものであり、三重を知るためには生活を総合的に捉える視点が重要であるとの認識から、県立博物館としては、これからも三重県の自然と歴史・文化を扱う総合博物館として機能するべきです。

なお、ここでいう総合博物館としての活動は、単に展示内容のみならず、収集・収蔵や調査・研究なども含めた博物館活動全体において、総合的な活動を行おうとするものであり、また漠然とした全般的活動を行うということではなく、常にいくつかのテーマを設定して計画的な活動を行うものとしします。

(2) 「みえの博物館」ネットワークの中核としての博物館

三重県の特性は多様な地域性にあることから、県立博物館には、それぞれの地域性を活かしながら、それらを総合的にカバーして捉える視点が必要です。

県立博物館が、県内の博物館の総体としての「みえの博物館」ネットワークの中で中核的な役割を果たすためには、収集・収蔵から調査・研究、展示・公開などにわたるすべての点で連携できることが必要であり、そのための人材と技術・設備をもつ必要があります。これにより、県内の博物館とのパートナーシップに基づく役割分担をするとともに、人材育成や技術支援の機能など、県立博物館でしかできない役割発揮を目指すべきです。

(3) 各機能が有機的に連動した博物館

県立博物館の役割を最大限に発揮させるため、博物館の各機能を有機的に連動させた活動を行う必要があります。

収集・収蔵、調査・研究、展示・公開などの基本的な博物館機能と、学

習支援、県民参画、アウトリーチなどの地域・人との交流機能をクロス的に機能させることにより、相乗的な効果が発揮できると考えられます。

これにより、例えば、従来は教育普及事業として単独的に実施されてきた県民参加型の行事に、資料の収集や調査・研究などの博物館活動としての性格を兼ね合わせるなどして、博物館活動の質と量の向上をはかるべきです。

(4) 博物館資料を幅広く活用する博物館

博物館の特性は、モノ資料を扱う施設であることにあります。県立博物館のモノ資料には、美術・工芸資料、歴史資料、民俗資料、考古資料、動物・植物などの標本資料など、さまざまな種類がありますが、ほかに代替することができないものである点で、図書館における書籍とは性格の異なるものです。

このため、博物館におけるモノ資料活用の方法としては、資料の保護・保存の観点から、主として展示活動を中心に行われてきましたが、三重県の自然と歴史・文化の資産を、より幅広く活用できるようにするためには、資料の閲覧・レファレンス機能などにより、文化と知的探究の拠点に相応しい、新たな資料活用の機能強化を目指す必要があります。

これと関連して、公文書館機能が対象としている資料は、歴史的資料としての価値のあるものとして選別された近現代の公文書および近代以前の古文書(その多くが近世の庄屋文書などの公文書)、古絵図などであり、歴史資料という点で博物館の歴史資料とも共通する性格をもっているものです。

このようなことから、県立博物館と同じく長年の政策課題となってきた公文書館の整備についても、三重県が所蔵する歴史資料をより効果的に活用する観点に基づき、併設や一体化などの方法も含めてさらに検討を深める必要があります。

(5) 誰もが自由に利用・参画し、楽しみながら学べる博物館

子どもからおとなまで、世代を超えて楽しみながら学べる博物館にするとともに、身近で恒常的に利用できる施設として、何度でも訪れたいくなるような、リピーターを絶えず生み出す博物館活動を目指す必要があります。

あわせて、障がい者や外国人などの利用にも配慮した博物館活動の検討も重要です。

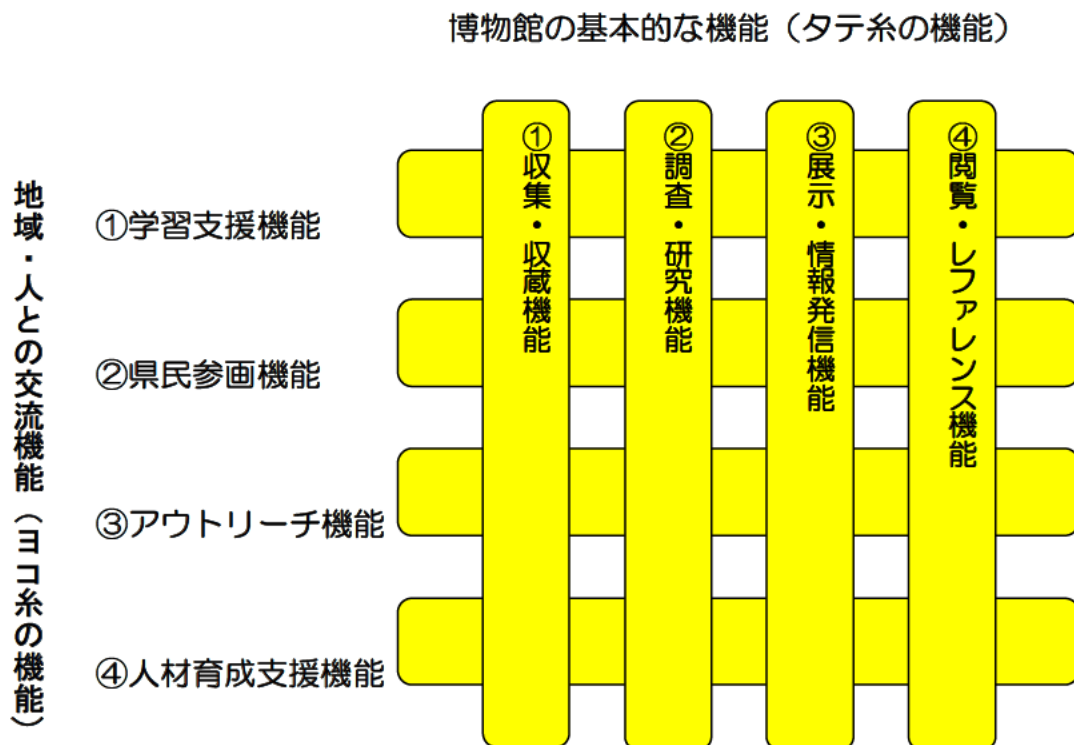
これにより、県民一人ひとりが自己実現できる場となり、相互に交流しながら、博物館活動に主体的に参画してもらえる博物館となるべきです。

また、次代を担う子どもたちが、博物館に親しみを持ち、将来への夢をふくらませることができるような博物館を目指す必要があります。

4 博物館に求められる機能

《タテ系とヨコ系により有機的に連動させた博物館機能》

博物館の機能を、「基本的な機能（タテ系）」と「地域・人との交流機能（ヨコ系）」に分けて、それらをタテ・ヨコに交差させ、相互の博物館機能を有機的に連動させることにより、博物館機能の効果的な機能・運営をはかる必要があります。



博物館機能のタテ系とヨコ系の概念模式図

(1) 博物館の基本的な機能（タテ系の機能）

収集・収蔵機能

現県立博物館の収蔵環境では、資料が劣化する危険性が高い状況にあり、まず約28万点の館蔵資料を安全かつ効率的に保存できる収蔵環境を確保することが緊急的な第一の課題です。

三重の自然と歴史・文化の資産が失われる危機にある昨今の動向に対して、全県的な見地から、県立博物館としての資料の収集・収蔵の方針を定めて、地元保存主義を原則とした県内の博物館施設等との役割分担の体制を構築し、収集・収蔵活動を行う必要があります。

併せて、県内の博物館の内容や所蔵資料のデータベースを構築するとともに、県内の資料収蔵ネットワークの整備を目指すべきです。

将来的な収蔵庫の増設計画を構想段階から盛り込むことも、検討すべき課題といえます。

調査・研究機能

学芸員の人員を確保し、博物館独自の調査・研究機能を十分に保持・向上させることができるようにすることが重要です。

他機関（博物館・大学等）との共同研究や、県の関係機関をはじめ内外の研究者に客員研究員・協力研究員などとして、博物館の調査・研究活動に参画してもらうなどして、調査・研究機能を活発化し、地域課題の解決や施策地域振興に役立つシンクタンク的な機能を果たす必要があります。

展示・情報発信機能

県立博物館における展示機能とはどのようなべきかについて検討したうえで、大規模で固定的な常設展示エリアと展覧会等を開催する企画展示エリアからなる従来の博物館展示の関係の見直しを行う必要があります。

従来、常設展示と位置付けられてきた展示エリアについて、固定的な展示ではなく、展示替えが容易にできる仕組みとするなどの工夫も必要です。館内の展示だけでなく、県内の博物館施設等と連携した館外展示なども行うべ

きです。

さらに展示活動と併せて、館蔵資料をはじめ、博物館のもつさまざまな情報を、県内はもとより広く全国に公開することで、「三重県」を内外に発信していかなければなりません。

閲覧・レファレンス機能

これまでの博物館では、展示機能が博物館資料の活用の中核でしたが、資料の閲覧やレファレンス（三重の自然と歴史・文化についての総合案内、質問・相談への対応）の機能を、展示機能と並ぶ重要な機能として位置付けることにより、県民が博物館資料を活用できる幅を広げる必要があります。

歴史資料(公文書、古文書・古絵図など)の閲覧・レファレンス機能を主要な活動内容とする公文書館機能は、ここでいう閲覧・レファレンス機能と近似したものであり、また図書館や生涯学習センターなどのレファレンス機能も、近接したものといえることができるため、公文書館機能の併設や一体化、図書館・生涯学習センターなどとの連携のあり方についても、今後検討を深める必要があります。

(2) 地域・人との交流機能（ヨコ系の機能）

学習支援機能

誰もが気軽に立ち寄り、交流する中で、楽しく学ぶことができる博物館となり、県民の自己実現を支援する生涯学習の拠点の一つとして、博物館活動に則した多様な学習機会を提供する必要があります。とりわけ、モノ資料を素材とした学習活動など、博物館にしかできないプログラムを積極的に実践しなければなりません。

学校教育との連携を密にし、遠足・社会見学、出前授業などの学校教育活動に対して、学校の学習課程に十分に対応した支援活動を行うことも重要です。

子どもたちが、三重の自然と歴史・文化に対する興味や関心を深められるような博物館活動を行い、三重の将来を担う子どもたちの育成に寄与する必要があります。

県民参画機能

収集・収蔵、調査・研究、展示などの博物館活動に対して、県民の参画を得ながら、県民とともにつくる博物館を実現すべきです。

また、県民にも、博物館の運営方針の決定や活動の評価への参画をしてもらい、県民とともに成長する博物館を目指す必要があります。

県民が主体的に博物館活動へ参画する取り組みとして、平成18年度より実践中のサポートスタッフ事業を発展させるとともに、さまざまな世代の県民が、多様なかたちで博物館活動に参画できる環境を整えることが重要です。

アウトリーチ機能

博物館内だけに博物館活動を限定させずに、県内全域をフィールドとした活動を展開する必要があります。

そのためには、県内各地の博物館等の文化振興拠点施設や地域の諸団体・県民などとの協働で、地域資料の収集、調査活動や館外展示などのアウトリーチ活動（館外で行う博物館活動）を行わなければなりません。

例えば、県立博物館の所蔵資料を紹介する移動展示だけでなく、市町立・民間の博物館と共同して行う資料調査・研究活動や企画展、地域の団体等を支援または協働して取り組む展示会やフィールドワークの開催などの実施を検討すべきです。

人材育成支援機能

自館の人材育成だけでなく、県内の博物館をはじめとした文化振興拠点施設とのパートナーシップに基づき、拠点を担う人材の育成や技術支援を行う必要があります。

5 理念を実現するために、まずやらなければならないこと

(1) 新県立博物館の検討体制の整備

県立博物館が以上のような役割や機能を果たすためには、公文書館のあり方も含めて、専門的見地から、施設・組織・運営形態などについて、多面的な検討を行う必要があります。

そのために、今後、さまざまな専門分野からなる検討体制を整備し、具体的な検討を進めなければなりません。

(2) 学芸員等の充実

学芸員をはじめ県立博物館の活動を担う人材の育成とレベルの向上をはかり、博物館開館と同時に100%の活動ができる体制を整える必要があります。

博物館が地域のアイデンティティと密着した施設であることを認識し、実践ができる学芸員を計画的に確保しなければなりません。

(3) 県民参画の促進

現在の県立博物館で取り組んでいる「サポートスタッフ」制度の促進をはじめ、県民参画型の取り組みを開館に先駆けて進める必要があります。

また、新博物館の整備が、県民の理解と支援のもとで進められるよう、PRやプレ博物館活動などの取り組みを行うべきです。

6 今後検討すべき事項

上記について検討を深めるとともに、以下の項目についても新たに検討を進めます。

学芸員等必要なスタッフ体制構築の方策（学校や大学との連携等）

設置場所の考え方

建物構成や規模の考え方

財源、資金等の考え方

組織および運営形態の考え方

他の拠点との連携（図書館・美術館・市町の施設など）

- ・ 直営のほか、指定管理者制度、PFIなどの手法について、他の博物館への導入事例の調査を踏まえて、長期的に安定した博物館運営ができる運営形態を検討します。
- ・ 自己評価システムと外部評価システムを導入するなど、絶えず自己革新をはかることができる博物館のあり方を検討します。
- ・ 博物館の機能を十分に発揮させるために、総合的なマネジメントのあり方を検討します。

おわりに

以上のような新しい県立博物館のあり方を実現するためには、ハード・ソフト両面からの抜本的な整備が必要ですが、現博物館の現状等を踏まえ、新たな場所で新博物館を整備する方向で検討を進めます。